



福井労働局発表
平成25年10月25日

担 当	福井労働局 総務部労働保険徴収室
	室長 石田 高信
	室長補佐 倉野 一志
	電 話 0776-22-0112

「平成25年度労働保険適用促進強化期間」の実施について ～ 雇うことは、加入すること。労働保険 ～

厚生労働省・福井労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、集中的に労働保険適用促進活動を展開します。

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、事業主は、労働保険に加入する必要があります。

1 趣 旨

労働保険の適用促進については、平成23年度を初年度とする「第6次労働保険適用促進3カ年計画」を策定し、未手続事業解消に向けた取組みを推進しているところです。

しかしながら、厳しい経済情勢の影響もあり、依然として卸・小売業、飲食業等の小規模零細事業を中心に、なお相当数の未手続事業が残されているのが実情です。これらの未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担及び労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、より一層の適用促進への取組みが重要な課題となっています。

今年度においては、未手続の解消を訴えるキャッチコピーを盛り込んだポスターにより、年間を通じた啓発を図るとともに、11月1日から30日までの1カ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、集中的な適用促進活動を展開し、もって未手続事業の一掃を図ることとします。

2 実施期間

平成25年11月1日（金）から11月30日（土）までの1カ月間

3 実施事項（福井労働局における取組み）

(1) 適用促進活動の実施

個別事業主への訪問指導等を集中的に実施し、未手続事業の解消に向けて一層の適用促進を図ります。

(2) 関係団体等への協力依頼

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会福井支部、その他関係団体等に対して、労働保険制度及び未手続事業解消の必要性の周知並びに本期間の広報の実施についての協力を求めます。

(3) 広報活動の実施

① ポスター、パンフレット等の配付

福井労働局、管下労働基準監督署及び公共職業安定所内にポスターを掲示します。

また、関係各機関にも配付し、掲示及び窓口への設置等について協力を求めます。

② 福井労働局ホームページへの掲載

ホームページの利用者に対して、労働保険制度に関する周知を図ります。